

社会労働委員会議録第十一号

(一一八)

昭和三十二年二月二十二日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事龜山 孝一君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君

植村 武一君

加藤鎌五郎君

田子 一民君

中村三之丞君

八田 貞義君

井端 繁雄君

五島 虎雄君

堂森 芳夫君

出席國務大臣

厚生大臣 神田 博君

出席政府委員

厚生技官(公) 山口 正義君

厚生事務官(公) 高田 正巳君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

二月二十二日

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案(内閣提出第三八号)

公衆衛生修学資金貸与法案(内閣提出第三九号)

結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

同日

兜沼地区簡易水道工事費国庫補助に関する請願(芳賀貢君紹介)(第一一六号)

戦傷病再発医療費全額国庫負担に関する請願外二件(田村元君紹介)(第一一七号)

同(河野密君紹介)(第一一〇八号)

同(清瀬一郎君紹介)(第一一〇九号)

同(植原悦二郎君紹介)(第一一八七号)

同(江崎良澄君紹介)(第一一一号)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律制定の請願(江崎良澄君紹介)(第一一一号)

戦傷病者援護の单独法制定に関する請願(清瀬一郎君紹介)(第一一〇号)

健康保険法の一部改正反対に関する請願(柳田秀一君紹介)(第一一八九号)

生活保護法の最低生活基準額引き上げの請願(柳田秀一君紹介)(第一一九〇号)

保育所予算確保等に関する請願外九十六件(早稻田柳右エ門君紹介)(第一一九一号)

同(小林信一君紹介)(第一一一二号)

同(山口喜久一郎君紹介)(第一一三四号)

同(山中龍夫君紹介)(第一一三三号)

同(早川崇君紹介)(第一一四四号)

同(池田清志君紹介)(第一一六六号)

同(野田武夫君紹介)(第一一七一号)

同(大坪保雄君紹介)(第一一九三号)

同(亀山孝一君紹介)(第一一九五号)

同(小金義照君紹介)(第一一九四号)

同(米田吉盛君紹介)(第一一九五号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一一九六号)

同(山本正一君紹介)(第一一九七号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一八八号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一八九号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九一号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九二号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九三号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九四号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九五号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九六号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九七号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九八号)

同(柳田秀一君紹介)(第一一九九号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇一号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇二号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇三号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇四号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇五号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇六号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇七号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇八号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二〇九号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二一〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二一〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二一〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二一〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二一〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二一〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一二一〇号)

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

法律案
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した當時その者の胎児であつた者

(指導)

第六条 都道府県知事は、第四条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に對して必要な指導を行うものとする。

第三章 医療

(医療の給付)

第七条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療をする状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第九

条第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」といふ）に委託して行うものとする。

（認定）あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならぬ。

第八条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならぬ。

(指定医療機関の義務)

第九条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

（報告の請求及び検査）

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

（報告の請求及び検査）

第十三条 厚生大臣は、前条第一項

2 厚生大臣は、前項の認定を行つては、原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する事又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第七条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に第七条の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に對して、弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消を行つては、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならぬ。

（指定医療機関の義務）

第六条 前条第一項の規定により医療を担当する医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならぬ。

（報告の請求及び検査）

第七条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課すことができない。

2 指定医療機関は、医療を行つては、厚生大臣の行う指導に従わなければならぬ。

（診療方針及び診療報酬）

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適當としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞いて定めるとることができる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならぬ。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、被爆者が緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に規定する医療を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の額を決定するには、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見を聞かなければならぬ。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

3 厚生大臣は、第一項の規定によつて支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十四条 厚生大臣の任命は、當初の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

4 委員は、非常勤とする。

(非課税)

第十五条 この法律により支給を受けることのできる者は、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

（報告の請求及び検査）

第十六条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、

2 指定医療機関の管理者は、医療を行つては、厚生大臣の行う指導に従わなければならぬ。

（要報告）

要報告を求める又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 指定医療機関の管理者が、正當な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十七条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要な事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬機関として、原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

第十八条 この法律により支給を受けることは、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

第十九条 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者の医療等に関する重要な事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬機関として、原子爆弾被爆者医療審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

第十六条 厚生大臣は、前条第一項の規定により支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十七条 この法律により支給を受けることは、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

第十八条 この法律により支給を受けることは、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

2 指定医療機関の管理者は、医療を行つては、厚生大臣の行う指導に従わなければならぬ。

（要報告）

要報告を求める又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 指定医療機関の管理者が、正當な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十八条 この法律により支給を受けることは、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

第十九条 厚生大臣は、前条第一項の規定により支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額をこえることができない。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十七条 この法律により支給を受けることは、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

第十八条 この法律により支給を受けることは、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

第十七条 この法律により支給を受けることは、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

第十八条 この法律により支給を受けることは、あらかじめ原子爆弾被爆者医療審議会の意見を聞かなければならぬ。

2 審議会は、被爆者の医療等に関する事項につき、関係各大臣に意見を具申することができる。

(設置及び権限)

(差押の禁止)

第十九条 この法律により金品の支給を受ける権利は、差し押えることができない。

(交付金)

第二十条 国は、政令の定めることにより、この法律又はこの法律に基く命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県(広島市又は長崎市の長が行う事務に要する費用については、広島市又は長崎市とする)に交付する。

(権限の委任)

第二十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(省令への委任)

第二十二条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第二十三条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知得した人の秘密を正当の理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第七条第二項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十四条第三項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当の理由なしにこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による当

該職員の質問に対しても正当の理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 第二条各号の一に該当する者は、この法律の施行後三月間は、厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のよう改正する。

(第五条第二十号の次に次の一号を加える)

(公衆衛生修学資金貸与法案)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師たる保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものに対する目的とする。

(公衆衛生修学資金)

第二条 政府は、次の各号に掲げる者であつて将来保健所に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

第三条 第二十九条第一項の表中精神衛生審議会の項の次に次の一項を加える。

三の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を施行すること。

四の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を施行すること。

五の二 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を調査審議するこ

と。

第六条 政府は、

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第一項第二項中「又は未帰還者留家族等援護法(昭和二十八年法律第二百六十一号)第二十二条第三項」を「、未帰還者留家族等援護法(昭和二十八年法律第二百六十一号)第二十二条第三項」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九条第四項」の下に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第三項」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九条第四項」の下に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第三項」を加える。

第七条 公衆衛生修学資金貸与法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次の二年法律第二百五十一号の定めるところにより、医療機関を指定し、並びに医療の給付に関する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第八条 公衆衛生修学資金貸与法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の次に次の二年法律第二百五十一号の定めるところにより、医療機関を指

(以下単に「大学」という。)の医学部又は歯学部の学生であつて、医学又は歯学を専攻するも

二 大学を卒業して、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十一条に規定する実地修練(以下単に「実地修練」という。)を行つてゐる者

三 貸与方法

第四条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、

第五条 政府は、第二条の規定によ

第六条 政府は、第二条の規定によ

第七条 政府は、第二条の規定によ

第八条 政府は、第二条の規定によ

第九条 政府は、第二条の規定によ

第十条 政府は、第二条の規定によ

第十一条 政府は、第二条の規定によ

第十二条 政府は、第二条の規定によ

第十三条 政府は、第二条の規定によ

第十四条 政府は、第二条の規定によ

第十五条 政府は、第二条の規定によ

第十六条 政府は、第二条の規定によ

第十七条 政府は、第二条の規定によ

第十八条 政府は、第二条の規定によ

第十九条 政府は、第二条の規定によ

第二十条 政府は、第二条の規定によ

第二十一条 政府は、第二条の規定によ

第二十二条 政府は、第二条の規定によ

第二十三条 政府は、第二条の規定によ

により、保証人を立てなければならぬ。

二 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

三 貸与契約の解除並びに貸与の休止及び保留

四 第十三条第二項中「又は未帰還者留家族等援護法(昭和二十八年法律第二百六十一号)第二十二条第三項」を「、未帰還者留家族等援護法(昭和二十八年法律第二百六十一号)第二十二条第三項」に改め、「戦傷病者戦没者遺族等援護法第十九条第四項」の下に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第三項」を加える。

五 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき。

六 退学し、医学を専攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行はず、又は実地修練をやめたとき。

七 修学資金の貸与を受けることを辭退したとき。

八 実地修練を終了する日

九 大学を卒業する日

十 修学資金の総額が著しく不良となつたと認められるとき。

十一 その他の修学資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

十二 死亡したとき。

十三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

十四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

十五 休学し、又は修学の处分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

十六 修学資金の総額が予算で定める金額をこえることとならないように結ばれる契約に基いて貸与すべき

十七 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

十八 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

十九 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

二十 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

二十一 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

二十二 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

二十三 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

二十四 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

二十五 修学資金の貸与を受けようとして貸与されたものとみなす。

○神田國務大臣　ただいま議題となりました原子弹被爆者の医療等に関する法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。

昭和二十年八月、戦争末期に投げられた原子弹による被爆者は、十

余年を経過した今日、なお多数の医療者を数えるほか、一見健康と見える人におきましても突然発病し死亡する

等、これら被爆者の健康状態は、今日においてもなお医師の綿密な観察指導

を必要とする現状であります。しか

も、これが、当時予測もできなかつた

原子爆弾に基くものであることを考えますとき、国としてもこれらの被爆者

に対し適切な健康診断及び指導を行

ます。これがあつてこそ、政府

が、緊急必要事であると考えるのであります。これらにつきましては、政府若干の予算を計上して、広島長崎両県に居住する一部の人に対し逐次精密検査及び研究治療を行つたのでありますが、被爆者の現状にかんがみますれば、今後全国的にこれが必要な健康管理と医療を行ひ、もつてその福祉に資することといたしたいと考え、いたしたいと存じます。

第一は、原子弹が投下された當時広島市長崎市に居住していた者その他原子弹の放射能の影響を受けている法律案を提出した次第であります。次に、その要点について簡単に御説明します。

第一類第七号

社会労働委員会議録第十一号 昭和三十二年二月二十二日

必要な健康上の指導等の健康管理を行うことにより、疾病の早期発見その他被爆者の健康の保持をはかることとしたのであります。

第二は、健康診断の結果等により、原子弹の傷害作用に起因して負傷しままたは疾病にかかり、現に医療を要する状態にあるような被爆者に対しましては、その申請により必要な医療の給付を行うこととしたことであります。

第三は、當該負傷または疾病が原子弹の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けることとし、厚生大臣は、必要があるときは、後に述べます審議会の意見を聞くこととしたとしております。

第四は、医療の給付は、厚生大臣が審議会の意見を聞いて指定する医療機関において行うこととし、被爆者に適正な医療が行われるよう措置し、また、これが確保をはかるため必要な監督規定を設けたこととあります。

第五は、この法律の施行に要する費用は、全額国庫の負担において行うこととし、また、健康診断等都道府県知事の行う事務につきまして、及び長崎市の分は、広島市長及び長崎

市長においてこれを行うこととしたことであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いする次第であります。

次はただいま議題となりました公衆衛生修学資金貸与法案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

公衆衛生行政の第一線機関である保健所の基幹職員ともいべき医師及び歯科医師につきましては、その公衆衛生方面への関心の欠如あるいはその給与の民間におけるそれとの不均衡等の諸事情によりまして、その現在数は、所要数を大幅に下回つてゐる実情であります。かくては、結核予防を中心とする公衆衛生諸施策の実施に、また、ひいては、医療保障制度全般の確立及び推進に、重大な支障を生ずることが懸念されるのであります。

第二は、修学資金の貸与を受けた者は、実地修練を終了し、または大学を卒業した後直ちに保健所の職員となつた場合において、医師または歯科医師となつた後の在職期間が、貸与期間の二分の三に相当する期間に達したときは、貸与された修学資金の全部の返還を要しないものとしたこととあります。

第三は、在職期間がこの二分の三に相当する期間に満たない場合には、その一部を免除することができるものとされています。

第四は、被爆者が緊急その他やむを得ない事由により非指定医療機関等において医療を受けた場合におきまして必要があるときは、医療の給付にかえて、医療費の支給ができることといたしております。

第五は、被爆者の医療等に関する重要な事項その他の被爆者の医療等に関する法律案を提出した次第であります。

第六は、全額国庫の負担において行うこととし、また、健康診断等都道府県

を行つてゐる者で将来保健所に勤務しよつとするものに対し、修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができるも

のとし、この契約に基づきまして、自後防接種の実施の徹底をはかりもつて結核予防対策の一そらの推進を期そうとするものであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重審議の上すみやかに可決されますようお願いいたします。

第三案についての質疑その他は、後日に譲ることにいたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

午前十一時十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

午前十一時十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びにその概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いする次第であります。

次はただいま提案されました結核予防法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

本改正の要点は、結核予防法に基く

対策を講じて参つたのであります。されば、医学または歯学を専攻する者で将

來保健所に勤務しようとするものを募集し、これに対して修学資金を貸与し、もつて医師または歯科医師たる保健所の職員の質的並びに量的充実をは

かろうとの構想のもとに、この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の骨子について簡

単に御説明いたします。

第一は、政府は、大学において医学

または歯学を専攻する者及び実地修練

の規定により、受診者の種別によりそ

れぞれ実費を徴収してゐたのであります。が、この際、実費徴収に関する規定を削除することにより、健康診断、予防接種の実施の徹底をはかりもつて

結核予防対策の一そらの推進を期さ

とをするものであります。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重審議の上すみやかに可決されますようお願いいたします。

○藤本委員長　以上で説明は終りました。なお三案についての質疑その他は、後日に譲ることにいたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和三十二年二月二十五日印刷

昭和三十二年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局